

① 協力事業所募集のイメージ

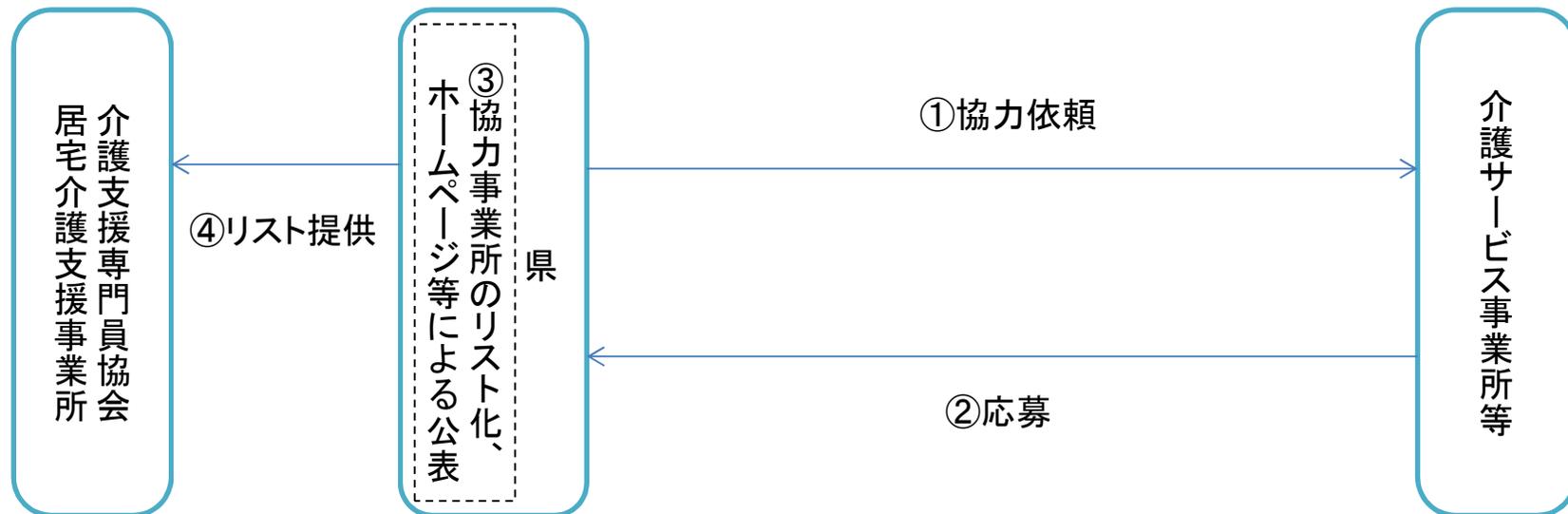
○ 以下のような利用者に対する訪問サービス等の提供に協力が得られる事業所を募集。

- ① 新型コロナウイルスの感染者が発生した通所サービス事業所等を利用していた方であって、(濃厚接触者として又は自主的な判断等により、)自宅待機となっている方。
- ② 在宅で介護していた家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、介護サービスを必要とするようになった方。

※ 主に上記のようなケースを想定していますが、他のケースを排除するものではありません。訪問系サービス事業所(職員)で感染者が発生して、事業所のサービス利用者にサービスを提供できなくなった場合等も含まれます。

※ 協力が得られる事業所は、県でリスト化し、代替サービス等を調整する居宅介護支援事業所や介護支援専門員協会に提供します。

募集フロー(イメージ)

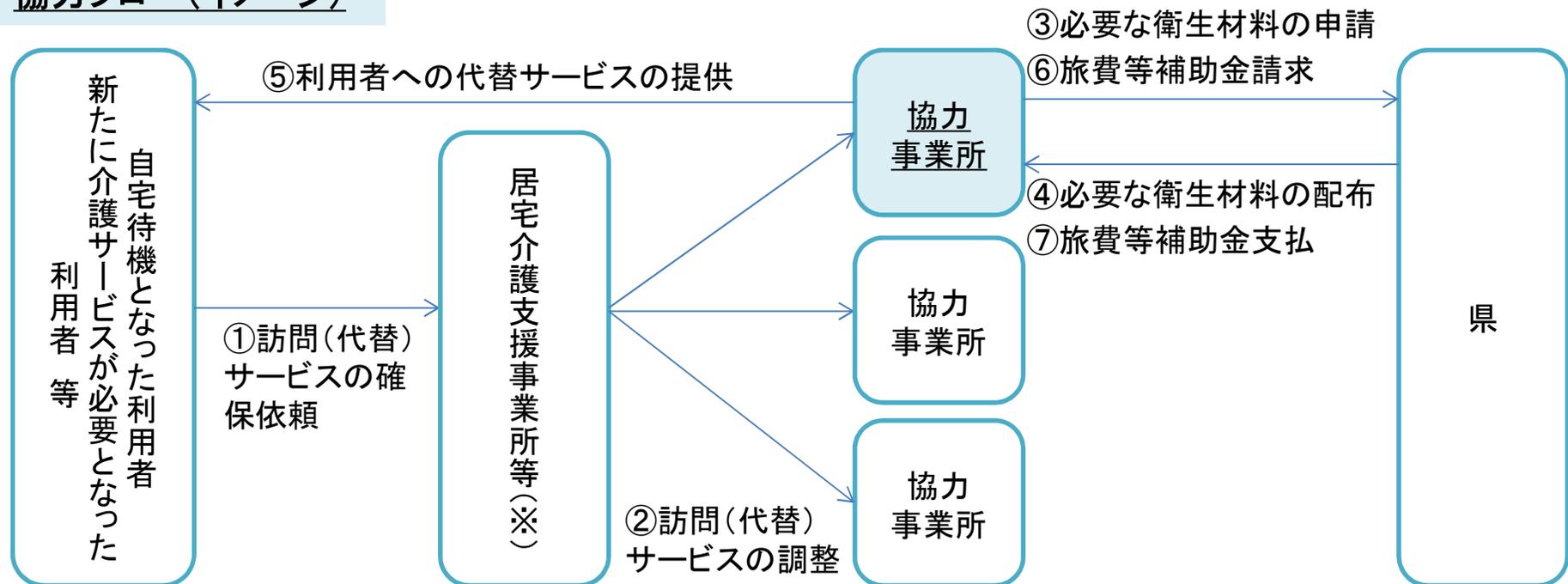


※ 協力が当たっての前提については、通知の別紙を参照してください。

②サービス提供に関する協力フロー(イメージ)

- 自宅待機となった利用者や新たに介護サービスが必要となった利用者に係る居宅介護支援事業所等は、当該利用者が訪問(代替)サービス等を必要とする場合には、あらかじめ提供された協力事業所のリストを参考にしながら、代替サービスを提供する事業所を調整する。
- 県は、代替サービスを提供することとなった協力事業所に対し、その申請に応じて必要な衛生材料の配布等を行う。

協力フロー(イメージ)



※要介護認定を受けていない方が新たに介護サービスを必要とする場合、地域包括支援センターの介護支援専門員が協力事業所を調整することがあります。